

商業・宿泊・医療

“東郷セントラル地区”

令和8年3月まで

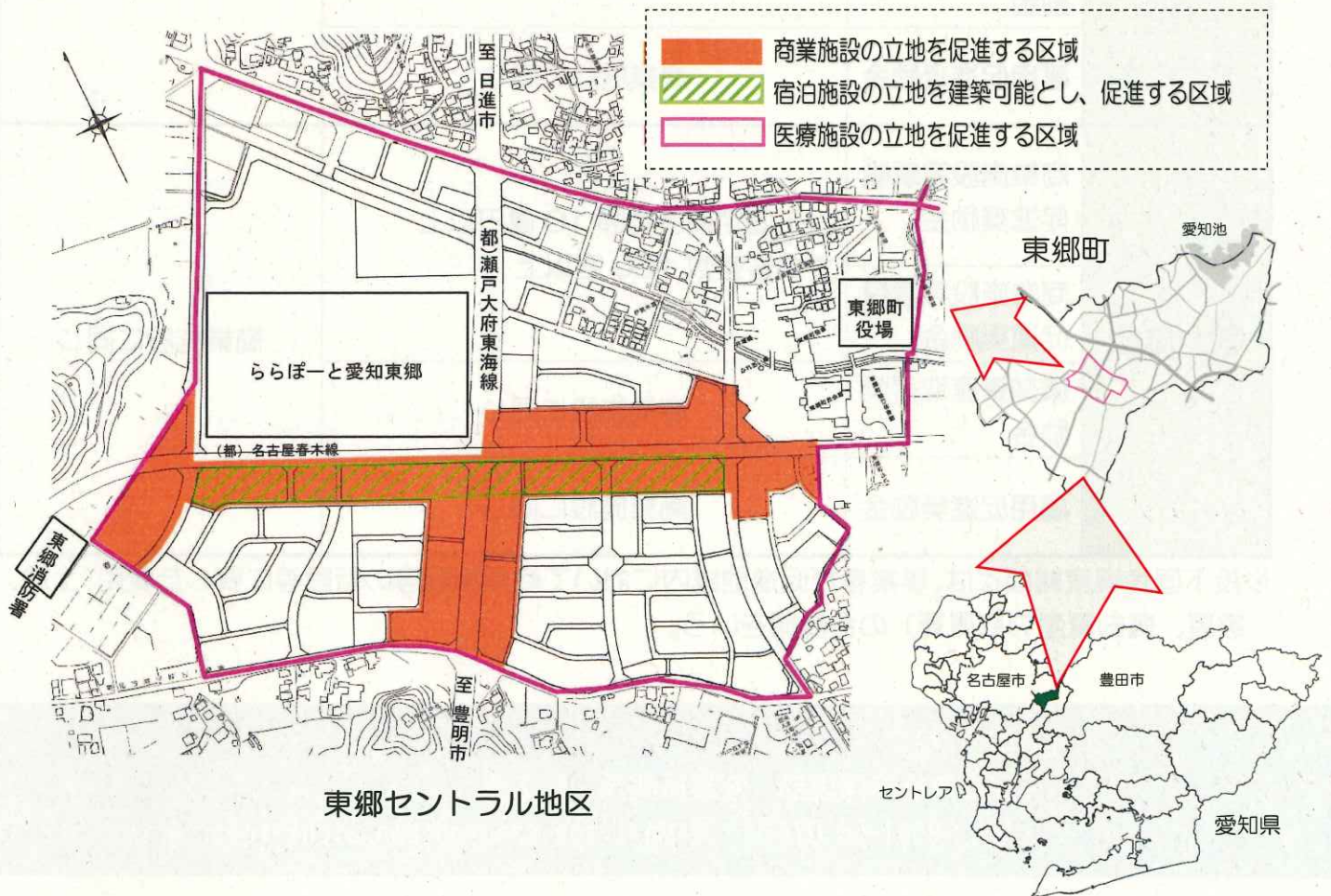
都市拠点への立地を支援

東郷町商業施設等立地促進条例 令和4年12月施行

東郷町は、自動車で名古屋駅まで約45分、豊田市中心部まで約30分、セントレアまで約50分でアクセスできる都市近郊で緑の多いまち。

東郷町の都市拠点「東郷セントラル地区」に立地する商業・宿泊・医療の事業者様を支援します。（詳細は裏面に記載）

商業・宿泊・医療の施設の立地を促進する区域



交付対象者	奨励金の種類	要件	交付期間
商業施設	商業施設等新設促進奨励金	投下固定資産総額 1 億円以上 ※中小企業は 5,000 万円以上	令和 7 年度末までの間に奨励措置に係る指定を受けた事業者等に対して固定資産税相当額を奨励金として 3 年間交付
	商業施設等増設促進奨励金	投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業は 2,500 万円以上	
	償却資産取得奨励金	上記奨励金のいずれかの交付対象者（増設の場合は、他の場所に商業施設等を増設し、かつ既存商業施設等の事業を継続している者に限る）	新設又は増設した商業施設において、取得した償却資産に掛かる固定資産税に相当する額を、翌年度に交付
	雇用促進奨励金	事業開始日の 1 年前の日から起算して 2 年の間で、町内に住所を有する者を 1 年以上継続して雇用している。	1 人 15 万円（上限 150 万円）を事業開始日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
医療施設 【対象】 産婦人科 小児科	商業施設等新設促進奨励金	投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業は 3,000 万円以上	商業施設に同じ
	商業施設等増設促進奨励金	投下固定資産総額 2,500 万円以上 ※中小企業は 1,500 万円以上	
	償却資産取得奨励金	商業施設に同じ	
	雇用促進奨励金	商業施設に同じ	
宿泊施設	商業施設等新設促進奨励金	投下固定資産総額 10 億円以上 かつ客室数 150 室以上	商業施設に同じ
	商業施設等増設促進奨励金		
	償却資産取得奨励金	商業施設に同じ	
	雇用促進奨励金	商業施設に同じ	

※投下固定資産総額とは、事業者が促進地域内において商業施設等の新設等に要した費用（土地、家屋、償却資産の取得費）の合計額をいう。

【お問合せ】

東郷町経済環境部 産業振興課 商工係

TEL : 0561-56-0741

E-Mail : tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp